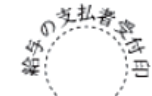


平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

会社の所在地を所轄する税務署長宛

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所



配偶者の所得金額を記入(概算でOK)

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

保険会社から送付される証明書を元に記入

保険会社等名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人氏名	あなたと続柄	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
					新・旧の区分	円	
					新・旧		
					新・旧		
					新・旧		

新旧の区分も証明書を参照

新旧分けて下の計算式を元に計算

一般の生命保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	① (最高40,000円)	円	計(①+②)	③ (最高40,000円)	円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	② (最高50,000円)	円	②と③のいずれか大きい金額	④	円

新旧分けて下の計算式を元に計算

介護医療保険料	(a)の金額の合計額	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	④ (最高40,000円)	円	計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円)	円
個人年金保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	④ (最高40,000円)	円	計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円)	円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	⑤ (最高50,000円)	円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦	円

10年以上

平成18年の末日までに契約した損害保険は、要件を満たせば「旧長期損害保険料」として地震保険料控除の対象とすることができます

計算式Ⅰ(新保険料等)		計算式Ⅱ(旧保険料等)	
A、C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額
20,001円から40,000円まで	A、C又はD× $\frac{1}{2}$ +10,000円	25,001円から50,000円まで	B又はE× $\frac{1}{2}$ +12,500円
40,001円から80,000円まで	A、C又はD× $\frac{1}{4}$ +20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE× $\frac{1}{4}$ +25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円

生命保険料控除額(⑦+④+⑥) (最高120,000円)

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	(フリガナ) 配偶者の氏名	あなたの配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	
円			
<p>○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。</p> <p>あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色申告者として給与の支払を受ける場合又は白色申告者として給与を受ける場合、申告された、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。</p> <p>○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。</p>			
所得の種類	収入金額等(ア)	必要経費等(イ)	所得金額(ア-イ)
給与所得①	円	650,000円	(マイナスの場合は0)
事業所得②			
雑所得③			
配当所得④			
不動産所得⑤			
退職所得⑥		(退職所得控除額)	(ア-イ)× $\frac{1}{2}$
①-⑥以外の所得⑦		(うち控除額)	(ア-イ)
配偶者の合計所得金額(①-⑦の合計額)			円
○ 配偶者特別控除額の早見表			
A欄の金額		控除額	
0円から	380,000円	0円	380,000円
380,000円から	399,999円	380,000円	310,000円
400,000円から	449,999円	360,000円	310,000円
450,000円から	499,999円	340,000円	260,000円
500,000円から	549,999円	320,000円	210,000円
550,000円から	599,999円	300,000円	160,000円
600,000円から	649,999円	280,000円	110,000円
650,000円から	699,999円	260,000円	60,000円
700,000円から	749,999円	240,000円	30,000円
750,000円から	759,999円	220,000円	0円
760,000円から		200,000円	
配偶者特別控除額			早見表B欄の金額

収入金額から必要経費(控除)をマイナスして所得の金額を計算(概算でOKですが、実際の額と異なった場合やり直しや確定申告が必要です)

この金額を下の早見表と照らし合わせます

社会保険の種類	保険料支払先の名称	氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
合計(控除額)			
小規模共済			
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金			あなたが本年中に支払った掛金の金額
個人型又は企業型年金加入者掛金			
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金			
合計(控除額)			

給料から天引きされている分は記載しません